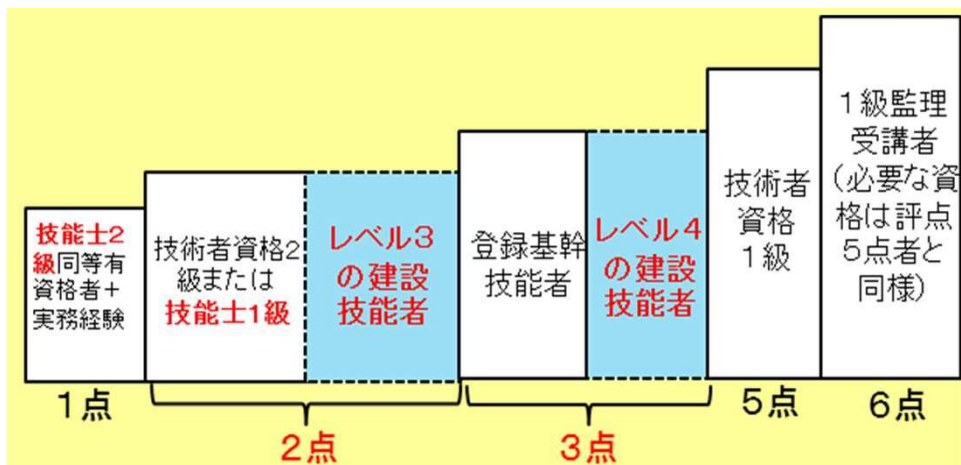


経営事項審査において建設キャリアアップシステムの導入を踏まえて評点を付与

改定 (R2.4.1~)

【Z1 : 技術職員数】

○建設キャリアアップシステムにおいて、**レベル4、3と判定された者の数**に応じて、新たに評点を付与



※建設技能者の能力評価基準において
 ・レベル4 = 登録基幹技能者相当
 ・レベル3 = 技能士1級相当
 とされている。

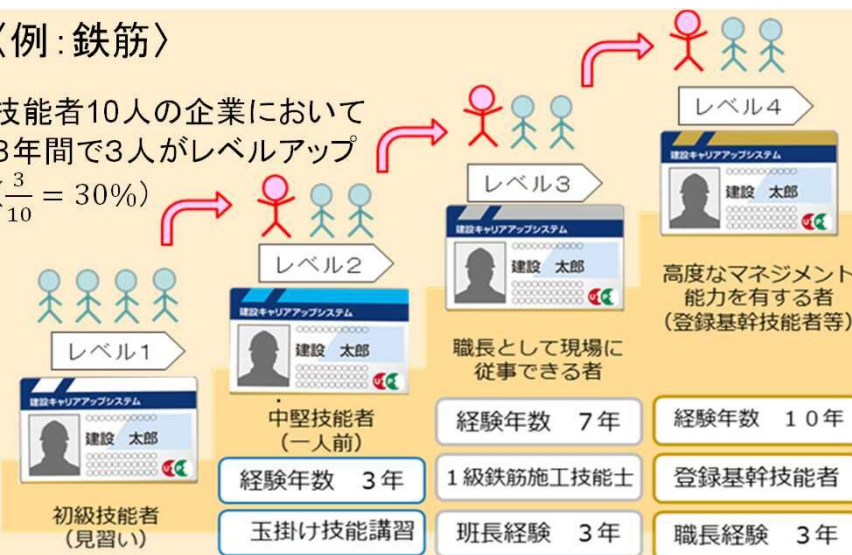
新設 (R3.4.1~)

【W10 : 知識及び技術又は技能の向上に関する取組の状況】

○基準日後3年間に於いて、建設キャリアアップシステムで**レベル2以上にアップした建設技能者の割合**に応じて評点を付与(最大10点)

〈例:鉄筋〉

技能者10人の企業において
 3年間で3人がレベルアップ
 $(\frac{3}{10} = 30\%)$



※技術者については、一人当たりの継続教育(CPD)プログラムの受講単位数に応じて評点を付与。